

ル代り本日午前十一時限り争議団ヲ解散セリトシ、
述々争議費金額ニ関シ組合側ヨリ本村外三名及、
シ別室ニ於テ廣瀬柳長ト收議ヲ遂テ組合側ヨリ、
團ノ要求ニ対シ合社ハ五午團ヲ半路ニ終局不調ニ
ノ件有ニヨリ七午五百圓ヲ見舞金トシテ返給ス、
ニ次シ豆ニ合社ハ組合費ニ対シ
今回ノ迄業々組合ノ解散后ニ於テ業々組合返給
シタルノ理由ニ依リ解職セザレコト
大正十五年五月一日

東京電報社株式会社

右覚書ヲ交付シ組合代表者王トシ

副

一金七千五百圓也

右金圓今回ノ争議解決費用トシテ正ニ受取
候也

大正十五年 二月 一日

本村周外十六名署名捺印

東京電報

社出神戸等一殿

右領收書ヲ提出ト直ニ金銭ノ授受ヲ了シ本部ニ引揚ケ
解決齟齬ヲ報告セルニ集合セル従業員百五十名中約半
數ハ代表者ノ独断ヲ難シ議案百出シタルニ結局七午五
百圓ニ了争議團ヲ解散スル事ニ決シ先立一時組合本部
争議団本部共ニ協議ヲ撤シ茲ニ團解散セルハ組合同